

令和8年度（2026年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について

1 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第12条第2項、第14条第2項の規定に基づき、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、令和8年度（2026年度）のエゾシカの可猟区域及び期間等を定める。

2 制度の概要

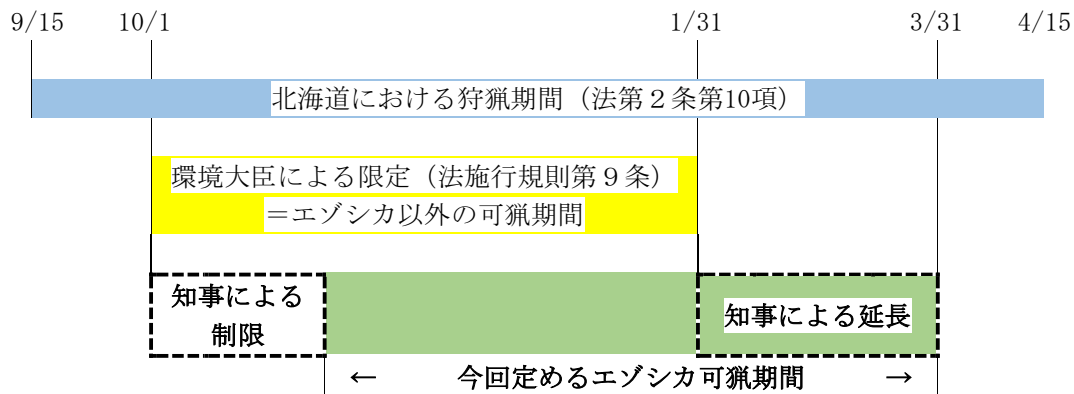
（1）狩猟と許可捕獲の違い

	狩猟	許可捕獲
定義	<u>狩猟期間</u> に、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと	都道府県知事等の捕獲許可を受けて行う鳥獣の捕獲等
捕獲等の事由	問わない	鳥獣による生態系等の被害防止、特定計画に基づく個体数調整等
手続き	狩猟免許取得、狩猟者登録が必要	都道府県知事等に許可申請が必要
捕獲等の期間	法令に基づき定められた狩猟期間中	許可された期間（年中いつでも可能）

（2）狩猟期間

- 法第2条第10項で狩猟期間は、北海道においては毎年9月15日から翌年4月15日までと規定。
- 法第12条第1項第1号に基づき、法施行規則第9条において、北海道について環境大臣が毎年10月1日から翌年1月31日まで（猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで）に期間を限定。
- 法第12条第2項では、都道府県知事は環境大臣による制限に加え、制限をすることができると規定。
- 法第14条第2項では、狩猟期間の範囲内で、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画※の達成を図るため、期間を延長することができると規定。

※ 道ではエゾシカを対象鳥獣として第二種特定鳥獣管理計画を策定済み。



図：知事による期間の延長及び制限の概要図（猟区以外の場合）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

第12条第2項

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合は、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

第14条第2項

- 2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第11条第2項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

3 道におけるエゾシカ対策の状況

(1) これまでの取組

- 道では、「北海道エゾシカ対策推進条例」に基づき、人間活動とエゾシカとの軋轢の軽減、エゾシカの絶滅回避と適正な個体数管理、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生、及び本道の豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を図ることを目的に、令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までを計画期間とする「北海道エゾシカ管理計画（第6期）」を策定。
- しかしながら、過去に一度減少した生息数や農林業被害額は再度増加に転じており、エゾシカが関係する交通事故発生件数や列車支障発生件数も過去最多を記録するなど、人とエゾシカとの軋轢が深刻化していることから、令和6年（2024年）1月から令和8年（2026年）12月までを、同条例に基づく「緊急対策期間」として設定し、捕獲対策の強化に取り組んでいるところ。

(2) 地域区分

北海道エゾシカ管理計画（第6期）では、計画の対象地域を北海道全域（エゾシカの生息しない離島を除く。）としており、道内を次の4地域に区分。

- ・ 東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室（総合）振興局管内）
- ・ 北部地域（空知、上川、留萌、宗谷（総合）振興局管内）
- ・ 中部地域（石狩、胆振、日高（総合）振興局管内）
- ・ 南部地域（後志、渡島、檜山（総合）振興局管内）

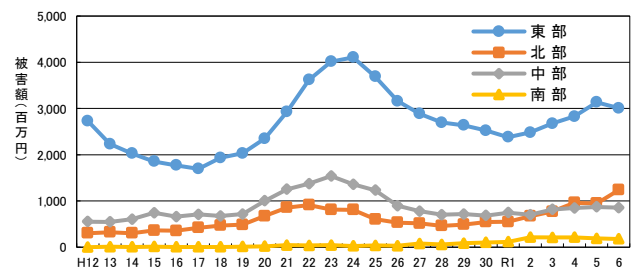


図：四つの地域区分

(3) 被害等の状況

【農林業被害】

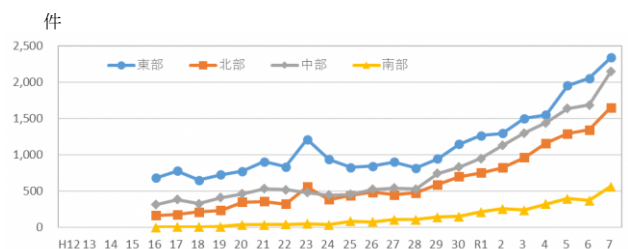
- ・ 全道の被害額は、平成24年度（2012年度）から減少に転じるも、令和2年度（2020年度）から再度増加に転じ、令和6年度は52.7億円。
- ・ 令和6年度の被害額の作物別の内訳は、牧草（33%）、水稻（12%）、デントコーン（10%）、ばれいしょ（8%）、ビート（6%）の順。



図：農林業被害額の推移

【交通事故】

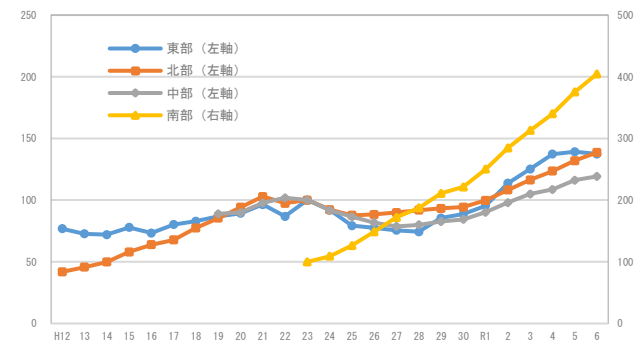
- ・ 道警察とりまとめによると、エゾシカが関係する交通事故の発生件数は、令和7年（2025年）は全道で6,705件となり、平成29年（2017年）以降、9年連続で過去最多を更新。



図：交通事故発生件数の推移

【個体数指数】

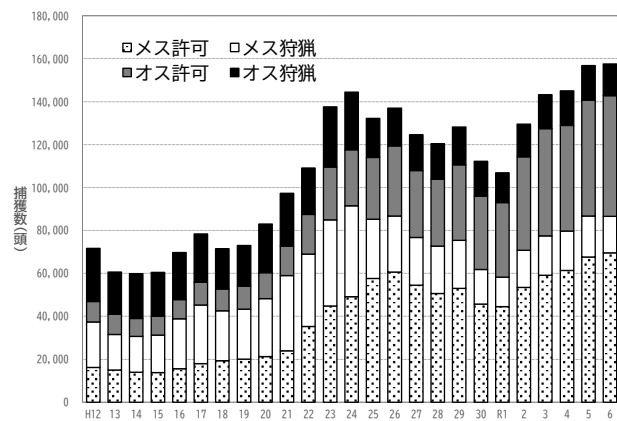
- ・ 個体数指数は、平成23年度（2011年度）の個体数を100とし、毎年の生息動向を相対値で表したものであり、エゾシカ対策有識者会議において毎年有識者が提示。
- ・ 令和6年度（2024年度の）指数は、東部地域137、北部地域139、中部地域119、南部地域405。
- ・ 北海道エゾシカ管理計画（第6期）では、東部・北部・中部地域の目標値を50とし、南部地域は減少に転じさせることを目標として設定。



図：個体数指数の推移

(4) 捕獲の状況

- ・ エゾシカの個体数を効率的に減らすには、毎年出産するメスジカを積極的に捕獲することが重要。
- ・ 道では、北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標達成のため、年度毎の捕獲目標を定めており、目標頭数を18.5万頭（うちメス11.67万頭）と設定。
- ・ 令和6年度（2024年度）の捕獲数は過去最多となる15.8万頭（うちメス8.7万頭）となったが、捕獲目標は未達成であり、一層の捕獲促進が必要。



図：捕獲数の推移

4 令和8年度（2026年度）エゾシカの可猟区域及び期間等の設定の考え方

エゾシカの個体数削減のため、可猟期間については地元の意見や取組状況に考慮しながら可能な限り長期間を確保するとともに、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保する必要があることから、引き続き、一部期間においてオスジカの捕獲を制限することとする。

(1) 可猟区域

可猟区域は、原則として市町村の行政区域単位一円（法定禁止区域を除く。）とするが、事故防止や生態系への影響回避の観点から必要と認められる区域については、可猟区域から除外する。

〔可猟区から除外する区域〕

市町村名	除外する区域
斜里町、羅臼町	知床半島基部の一部
札幌市、恵庭市、喜茂別町、京極町、苫小牧市、伊達市、日高町、平取町、新冠町、浦河町、新ひだか町、せたな町、富良野市、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、占冠村、斜里町、清里町、小清水町、帯広市、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町、足寄町、厚岸町、標茶町、根室市、中標津町、標津町、羅臼町	国有林野管理経営規程に基づく森林生態系保護地域などの保護林の一部、緑の回廊の区域（一部地域を除く。）等
えりも町	道有林の一部

(2) 可猟期間

令和8年度（2026年度）の可猟期間は、次のとおりとする。（別図1参照）

A区域	B区域	C区域	D区域	E区域	F区域	猟区 ※
10/1～3/31	10/1～1/31	10/17～3/31	10/17～2/28	10/17～1/31	11/1～3/31	9/15～4/15

※ 西興部村猟区及び占冠村猟区

ア 東部地域

令和6年度（2024年度）は、狩猟と許可捕獲合わせて約8万頭、内メスジカ4万5千頭が捕獲されたが、個体数指数は平成29年度（2017年度）頃から増加傾向が続き、過去最高値に達した可能性がある。北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定することとする。なお、管理型の狩猟が行われている西興部村猟区（オホーツク管内）は、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を4月15日までとする。

イ 北部地域

令和6年度（2024年度）は、狩猟と許可捕獲合わせて約3万頭、内メスジカ1万7千頭が捕獲されたが、個体数指数は平成26年度（2014年度）頃から増加傾向が続き、過去最高値に達した可能性がある。北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定することとする。なお、管理型の狩猟が行われている占冠村猟区（上川管内）は、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を4月15日までとする。

ウ 中部地域

令和6年度（2024年度）は、狩猟と許可捕獲合わせて約3万9千頭、内メスジカ2万1千頭が捕獲されているが、個体数指数は平成28年度（2016年度）頃から増加傾向が続き、過去最高値に達した可能性がある。北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定することとする。

エ 南部地域

令和6年度（2024年度）は、狩猟と許可捕獲合わせて約8千2百頭、内メスジカ4千5百頭が捕獲されているが、生息数指数が平成23年度（2011年度）から継続して増加していると推定されることから、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を3月31日まで延長する。

オ 禁猟期間

法第11条第2項により環境大臣が定める北海道における捕獲等をする期間（毎年10月1日から翌年1月31日まで、猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで）のうち、10月1日から10月16日までの期間については、農作業や森林土木工事等における事故防止等の観点からの地元意見等を踏まえ、一部地域においてはエゾシカの可猟期間から除外するものとする。

このほか、地域主体の捕獲活動により狩猟による捕獲数と同等以上の捕獲数を確保する意向のある一部地域については、試行的に10月1日から10月31日までの期間について可猟期間から除外する。

5 令和8年度（2026年度）エゾシカの可猟区域及び期間の設定

前述の状況を踏まえて、令和8年度（2026年度）エゾシカの可猟区域及び期間を次表のとおりとする。

表：令和8年度（2026年度）可猟区域設定

区域	可猟期間	地域	振興局	市町村
A区域	10/1～3/31	東部	十勝	中札内村、更別村、大樹町、本別町、足寄町、陸別町
			釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、鶴居村、白糠町
			オホーツク	北見市、美幌町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、滝上町
		北部	空知	管内全市町
			上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
			留萌	管内全市町村
			宗谷	稚内市、中頓別町、豊富町、幌延町
		中部	石狩	管内全市町村
			胆振	管内全市町
			日高	日高町（旧門別町の区域を除く）、平取町、浦河町、様似町、えりも町
		南部	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
			渡島	管内全市町
			檜山	管内全町（奥尻町を除く）
B区域	10/1～1/31	東部	十勝	新得町
		南部	後志	共和町、岩内町、泊村、神恵内村
C区域	10/17～3/31	東部	オホーツク	置戸町、湧別町
			十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、池田町
			釧路	弟子屈町
		北部	上川	上川町
		中部	日高	新ひだか町
D区域	10/17～2/28	東部	オホーツク	網走市、紋別市、津別町、斜里町、清里町、小清水町、雄武町、大空町
			十勝	豊頃町
			根室	羅臼町
		中部	日高	日高町（旧門別町の区域に限る）、新冠町
E区域	10/17～1/31	東部	オホーツク	興部町
			十勝	浦幌町
			釧路	浜中町
			根室	根室市、別海町、中標津町、標津町
F区域	11/1～3/31	北部	宗谷	猿払村、浜頓別町、枝幸町
猟区	9/15～4/15	東部	オホーツク	西興部村（猟区）
		北部	上川	占冠村（猟区）

東部地域 50市町村、北部地域 62市町村、中部地域 26市町村、南部地域 37市町村 計14（総合）振興局 175市町村

6 捕獲数制限（補足資料参照）

メスジカの捕獲を推進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、法第12条第2項に基づき、一人1日当たり1頭までとする。

表：捕獲数制限の概要

期間	<u>銃猟</u>		許可捕獲	
	<u>銃猟</u>	わな猟	銃猟	わな猟
11月30日まで	メス：制限なし オス：制限なし	制限なし	捕獲等の許可を受けることで、 制限にかかわらず捕獲等が可能	
<u>12月1日から</u>	メス：制限なし <u>オス：一人1日当たり1頭まで</u>	制限なし		

7 その他

（1）設定年度

北海道エゾシカ管理計画（第6期）では、「生息状況、農林業被害の発生状況等を勘案しながら、各地域区分の管理目標を設定して、きめ細やかな施策の検討と確実な個体数管理を含む施策の実施に努める」こととしているため、単年度の措置とする。

（2）調査研究

エゾシカの適正な個体数管理を推進するためには、分布、生態、個体数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究の実施を図り、また、エゾシカの捕獲が個体群に与える悪影響を防止するため、個体数調整の実施に当たっては、モニタリングにより個体群構成の把握に努める。

また、施策の効果を検証するため、農林業被害、生物多様性に与える影響の発生状況を把握するほか、生息地管理のための森林の環境整備に必要な情報収集に努める。

（3）銃猟の自粛区域

希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内の一部については、2月～3月を銃猟の自粛区域とする。

（4）銃猟の指導取締りの強化

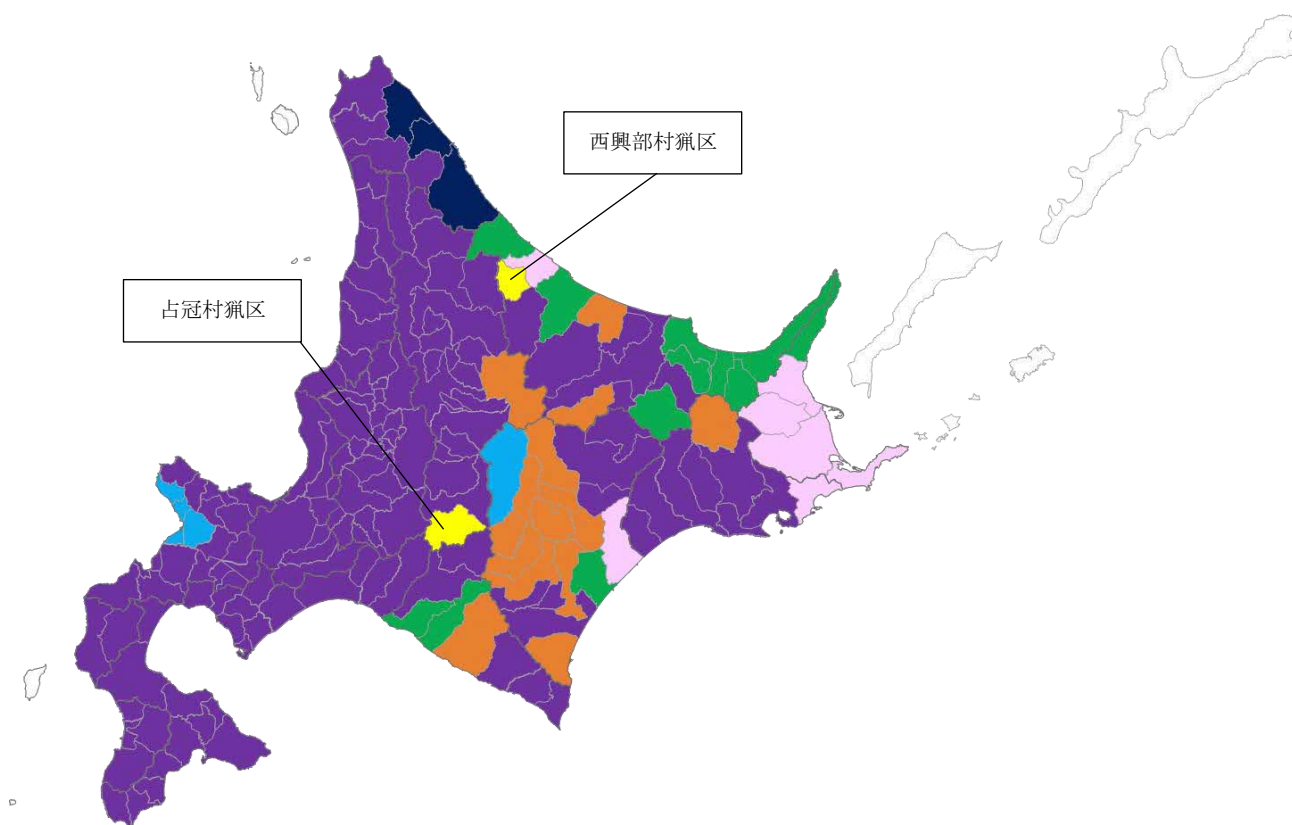
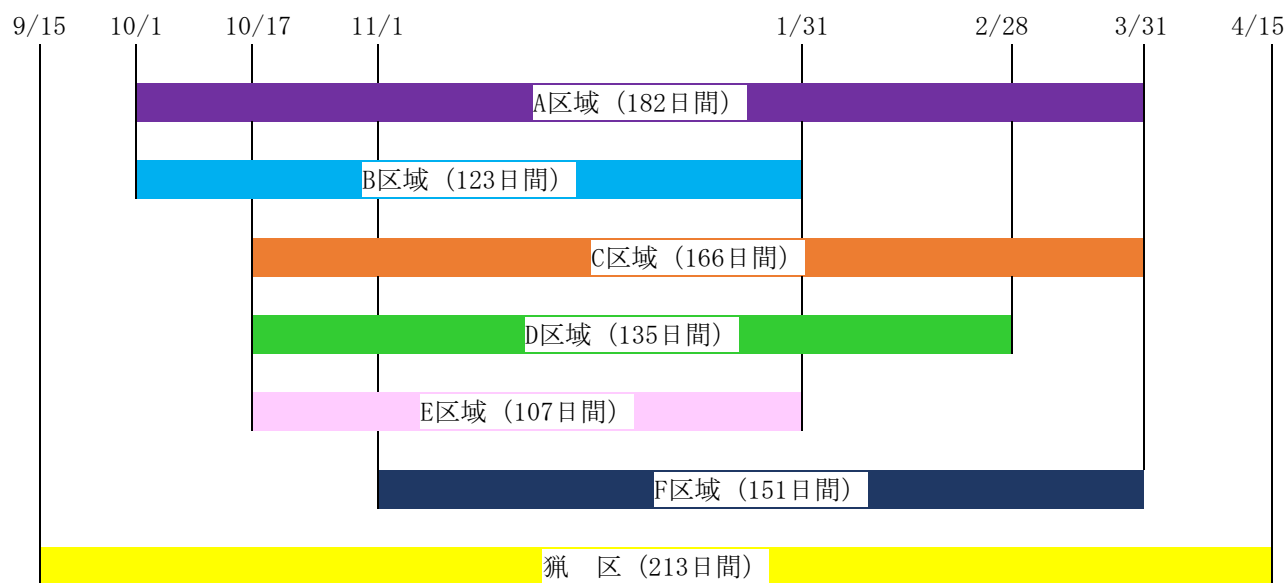
道では、希少猛禽類の鉛中毒発生を防止するため、鉛ライフル弾及び粒径7mm以上の鉛散弾を使用する猟法を禁止しているほか、平成26年（2014年）3月に制定した北海道エゾシカ対策推進条例により、これら鉛弾の所持についても禁止した。

しかし、本条例施行後も、希少猛禽類の鉛中毒事故が依然として発生していること、エゾシカの残滓を放置する違反行為や銃器の基本的な取扱いの不徹底等による人身事故や暴発事故が発生していることから、違反行為や銃猟事故の防止を図るため、銃猟団体や警察、森林管理者などと連携して、銃猟解禁日における一斉パトロールなど計画的な安全パトロールに取り組み、普及啓発や指導の徹底を図る。

特に、森林内においては、森林作業員等の安全を確保するため、森林作業中などの「のぼり」や看板等を必ず確認すること、森林作業予定箇所以外でも作業員等がいる可能性があることなど、銃猟者に対して注意喚起する。

令和8年度（2026年度）エゾシカ可猟区域及び期間

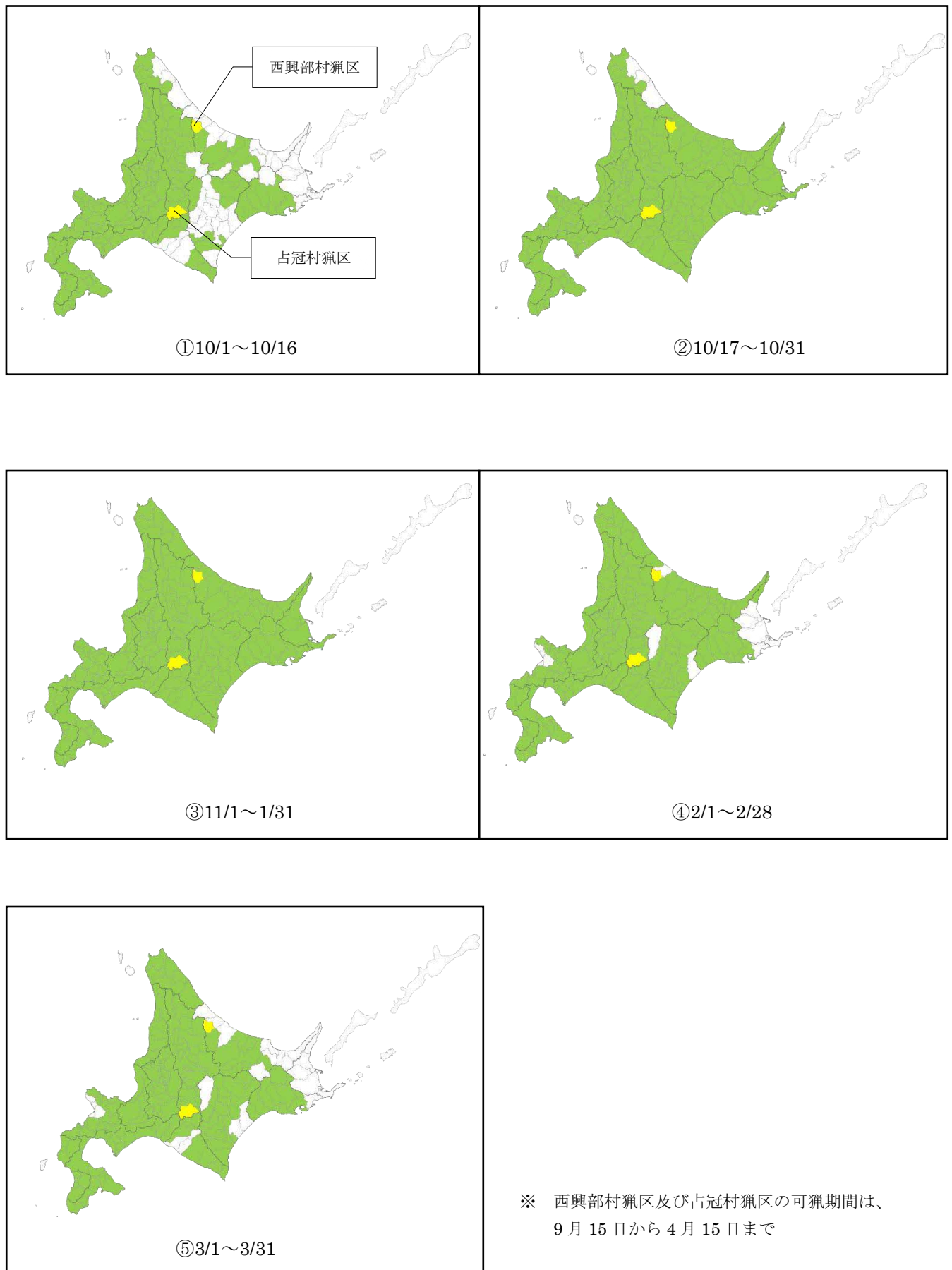
別図 1



A区域	B区域	C区域	D区域	E区域	F区域	猟区
10/1～3/31	10/1～1/31	10/17～3/31	10/17～2/28	10/17～1/31	11/1～3/31	9/15～4/15

※ 一人1日あたりの捕獲上限 制限なし
 (ただし、オスジカは、12月以降の銃猟については一人1日あたり1頭)

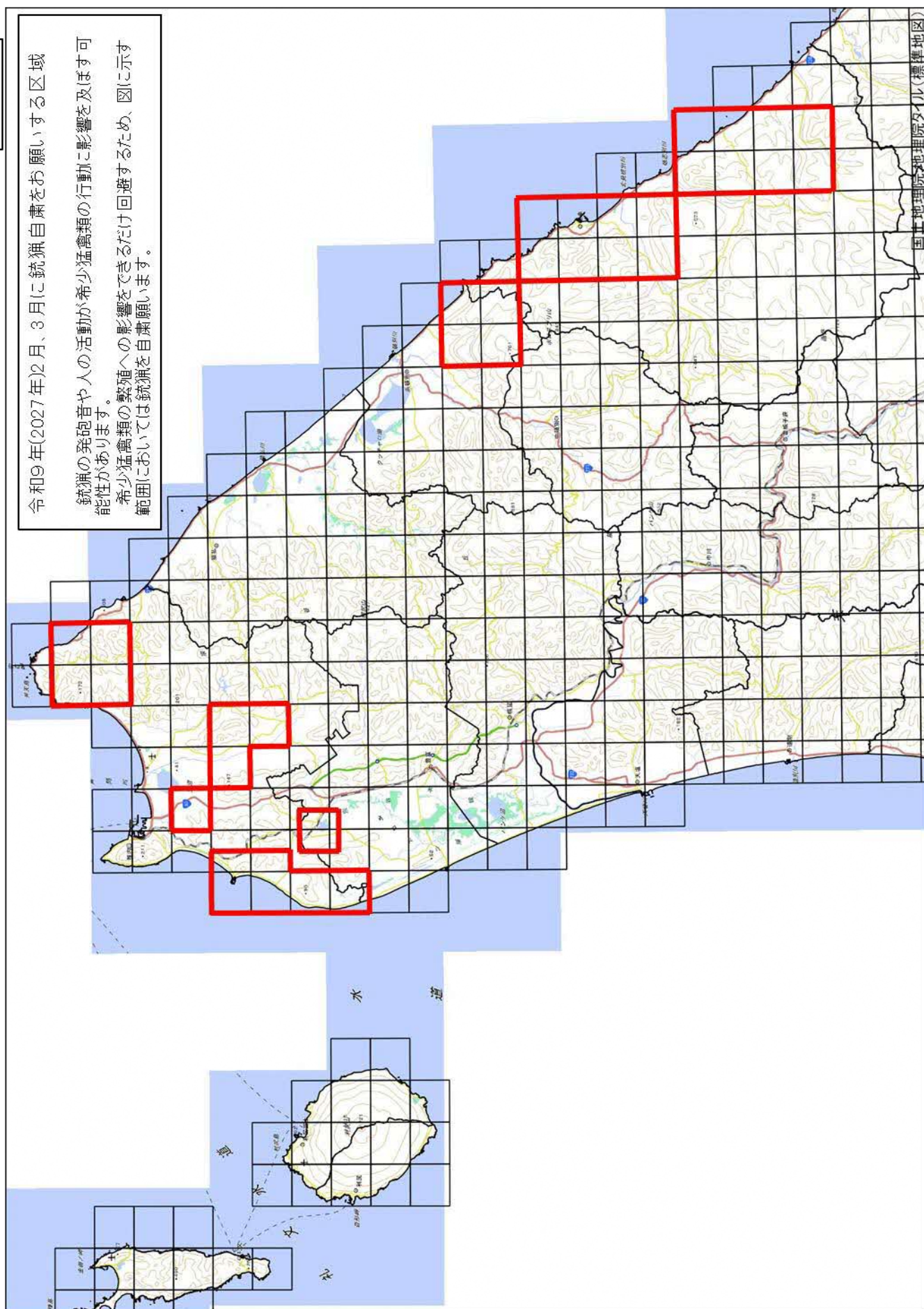
令和 8 年度（2026 年度）エゾシカ可猟区域等設定期間（時系列）



別図3

令和9年(2027年)2月、3月に銃猟自粛をお願いする区域

銃猟の発砲音や人の活動が希少猛禽類の行動に影響を及ぼす可能性があります。
希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、図に示す範囲においては銃猟を自粛願います。



1 狩猟におけるオス捕獲制限について

(1) エゾシカの繁殖生態とメス捕獲による個体数減少効果

繁殖期には順位の高いオスはなわばりを形成し、なわばりの中にメスの群れを囲うことで一夫多妻の群れ（ハレム）をつくり、複数のメスと交尾するが、そのオスが捕獲されるなどで不在となると、別のオスが入れ替わる。一方、メスは性成熟した後、ほぼ毎年1仔を出産するが、1歳以上の妊娠率は90%以上であることが知られている。

このことから、増加率を大きく左右するのは成獣メスの比率であり、個体数の減少のためには成獣メスの捕獲数を増やすことが効果的であるとされている。

なお、福岡県内で広域的に調べられてきたシカの個体数データと捕獲の統計データを基にした研究においては、メスの捕獲割合が高い地域においては、個体数が減少傾向にあることが実証されている。

(2) 狩猟におけるオス捕獲制限の経緯

平成9年度（1997年度）以前は、国により狩猟でのシカ捕獲数は1頭／日に制限されていたことから、自動的にオスは1頭／日に制限されていた。平成10年度（1998年度）以降、国は、北海道におけるシカ捕獲数制限について、上限2頭／日、上限3頭／日、無制限へと段階的に緩和してきた。

一方、道では、基本的には国による制限の緩和等に沿った内容で毎年度の狩猟における捕獲制限を緩和等してきたが、平成9年度（1997年度）に策定した道東地域を対象とするエゾシカの管理計画、また、平成13年度（2001年度）以降に策定した全道を対象とする管理計画のいずれにおいても捕獲数の効率的な削減を図るためのメスジカ捕獲促進が盛り込まれてきたことを踏まえ、また、有識者の意見等を伺いながら、オスジカについては一貫して1日あたりの捕獲数を1頭に制限してきた。

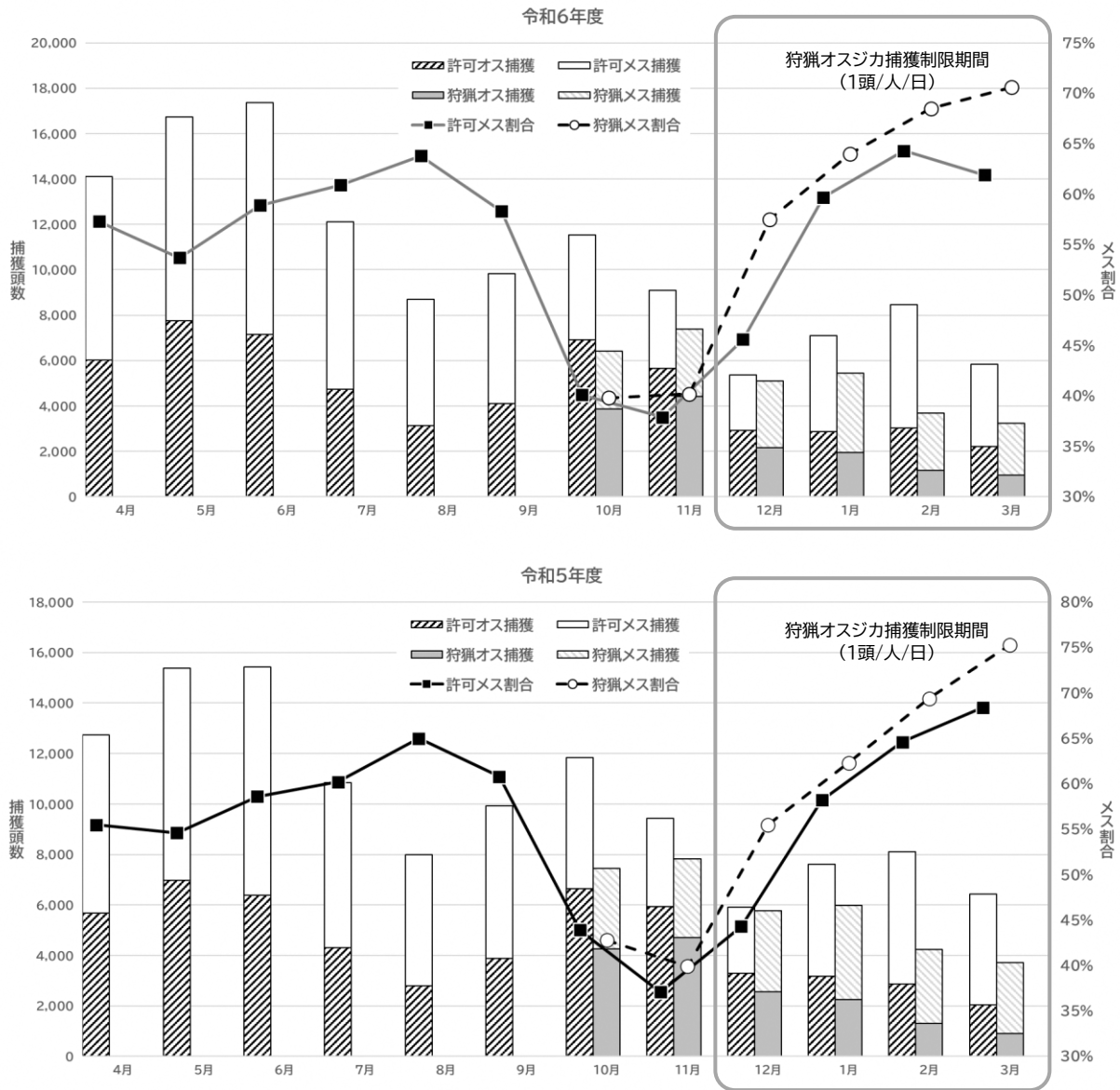
なお、狩猟期間の前半については捕獲機会がオスに偏っており、オスの捕獲制限が捕獲数の増加に歯止めをかけているとの指摘もあったことから、平成23年度（2011年度）以降は、10月及び11月における1頭／日のオス捕獲制限を撤廃し、12月以降のみの設定としている。

(3) 令和8年度（2026年度）におけるオス捕獲制限について

現行のエゾシカ管理計画（R4-8年度）においては、個体数指数が算出できていない南部地域を除き、指数が大発生水準を上回っている場合においては、緊急減少措置として狩猟でのメスジカの積極的な捕獲を含む取組を実施することとしているが、令和6年度の個体数指数は大発生水準を大きく上回っており、現在も継続している可能性が極めて高いことから、南部地域も含め、令和8年度においても、12月以降のオスジカ捕獲制限については継続実施することとする。

なお、来年度以降のオスジカ捕獲制限の実施については、本年度中に策定する次期計画に基づき判断することとする。

【参考】雌雄別捕獲数及びメス割合の月別推移



2 道北地域におけるエゾシカ銃猟自粛区域について

(1) 自粛要請の概要

銃猟の発砲音や人の活動が希少猛禽類の行動に影響を及ぼす可能性があることから、希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内の一部については、2月及び3月におけるエゾシカ銃猟の自粛を要請している。

(2) 自粛要請区域への出猟状況

① 方法

宗谷管内における、全域が自粛要請の対象区域となっている5kmメッシュ（自粛メッシュ）とそれ以外の5kmメッシュ（非自粛メッシュ）について、令和2年度から令和6年度に狩猟者から提出のあった狩猟報告に基づき、月ごとに1回以上の銃猟による出猟があったメッシュを対象に、毎月の平均出猟のべ人数を算出した。

② 結果及び評価

- ・ 10月及び11月における自粛メッシュの平均出猟のべ人数は、非自粛メッシュを概ね上回っていた。
- ・ 12月以降における自粛メッシュの平均出猟のべ人数は、非自粛メッシュを概ね下回っていた。
- ・ さらに、毎月の非自粛メッシュの数値に対する自粛メッシュの数値の割合は、いずれの年度も2月又は3月に最も低い値が記録された（R5及びR6は3月のほか、1月にも最低値）。
- ・ 以上のことから、各年度とも、自粛要請期間の2月及び3月においても自粛メッシュへの狩猟者の入込みは確認されたものの、その頻度は非自粛メッシュと比較して低いという共通した傾向が認められた。

1人/日以上の出猟があったメッシュにおける、毎月の平均出猟のべ人数

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R2	自粛メッシュ	4.9	3.8	1.6	2.2	1.0	2.6
	非自粛メッシュ	3.5	3.0	3.6	3.4	2.9	3.0
	自粛/非自粛	138%	128%	46%	64%	35%	87%
R3	自粛メッシュ	4.4	3.1	2.5	2.6	3.0	2.1
	非自粛メッシュ	3.5	2.7	2.5	3.4	3.3	3.4
	自粛/非自粛	127%	115%	101%	76%	92%	62%
R4	自粛メッシュ	4.9	3.8	1.6	2.2	1.0	2.6
	非自粛メッシュ	3.5	3.0	3.6	3.4	2.9	3.0
	自粛/非自粛	138%	128%	46%	64%	35%	87%
R5	自粛メッシュ	5.1	3.1	3.0	2.0	2.6	2.2
	非自粛メッシュ	4.5	3.2	3.5	4.2	3.3	4.6
	自粛/非自粛	114%	97%	86%	48%	78%	48%
R6	自粛メッシュ	5.1	3.1	3.0	2.0	2.6	2.2
	非自粛メッシュ	4.5	3.2	3.5	4.2	3.3	4.6
	自粛/非自粛	114%	97%	86%	48%	78%	48%

3 エゾシカ狩猟における中断期間設定による捕獲効率の変化について

(1) 知床における中断期間設定に係る経緯

① エゾシカ狩猟における捕獲効率の低下

狩猟者の経験則として、エゾシカの狩猟において、同一地域で銃猟を継続して実施するとエゾシカの警戒が高まり、時間の経過とともに捕獲効率が低下するとされていた。

そのため、狩猟期間に中断期間を設けることで、再開後はシカの警戒心が緩み捕獲効率が高まり、中断による捕獲機会喪失を上回る捕獲効果が得られる可能性が示唆されていた。

② 知床地域における中断期間の設定

知床半島でシカの生息数増加が顕著となったことから、それまで狩猟が行われていなかった地域を含む知床半島の基部エリアにおいて狩猟を開始するにあたり、猛禽類への継続的な影響回避と効率的な捕獲の実施の両立が図られるとする地元意向を踏まえ、平成 19 年度から中断期間を設けた狩猟期間が設定された。

当初は、斜里町及び羅臼町で設定されていたが、平成 22 年度以降は、斜里町側の 1 地区でのみ中断期間を設定してきた。

③ 知床地域における輪採制の終了

中断期間設定後も、知床半島のシカ生息密度を低下させる必要性は解消されなかった一方、希少猛禽類の専門家からは、2 月末までであれば中断期間を設けなくとも狩猟による猛禽類への影響は許容範囲であるとの理解が得られたことなどから、地元団体や知床世界自然遺産科学委員会の了承を得て、令和 6 年度で終了した。

(2) 中断期間による捕獲効率の変化

① 方法

中断期間設定区域に含まれる 5km メッシュ（中断メッシュ）とそれ以外の斜里町内の 5km メッシュ（一般メッシュ）について、令和 2 年度から令和 6 年度におけるエゾシカ狩猟における捕獲効率指標である CPUE（捕獲頭数/捕獲努力量（のべ出猟者数））を期間別に比較した。

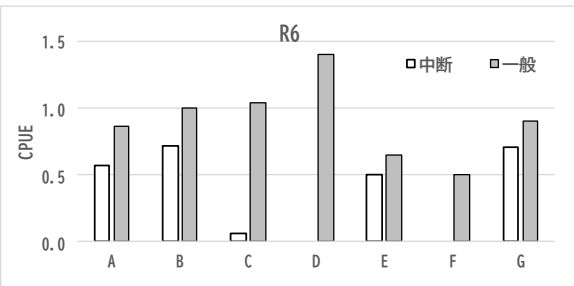
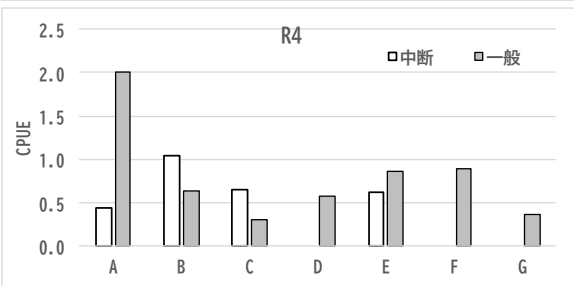
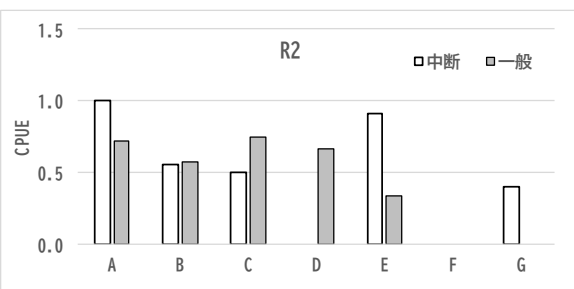
② 結果

- ・（1）①に記載したとおりの中断期間設定による効果が得られた場合、中断メッシュ及び一般メッシュを問わず連続して狩猟が実施されている間は、時間の経過とともに CPUE が低下する一方で、中断メッシュにおける中断期間後の CPUE は、中断前の値よりも高くなることが期待される。
- ・ 実際の捕獲効率の変化をみると、中断メッシュにおいては、令和 2 年度や令和 5 年度では期間 A から C にかけて CPUE 値が低下し、中断期間 D の後の期間 F の CPUE が上昇したものの、他の年度ではそうした傾向は認められず、また、中断期間のない一般メッシュにおいても、CPUE の経時変化は年度により様々で、共通した傾向は認められなかった。
- ・ 以上のことから、少なくとも当該期間においては、本地域における中断期間設定による捕獲効率という効果は、明確には認められなかった。

R2		期間						
		A	B	C	D	E	F	G
中断 メッシュ	努力量	3	18	8		11		25
	捕獲数	3	10	4		10		10
	CPUE	1.0	0.6	0.5		0.9		0.4
一般 メッシュ	努力量	7	21	16	3	6	2	2
	捕獲数	5	12	12	2	2	0	0
	CPUE	0.7	0.6	0.8	0.7	0.3	0.0	0.0

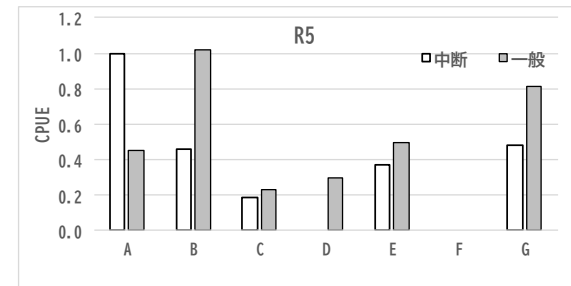
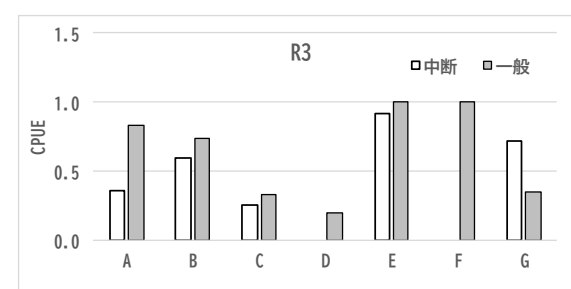
R4		期間						
		A	B	C	D	E	F	G
中断 メッシュ	努力量	9	22	23		40		
	捕獲数	4	23	15		25		
	CPUE	0.4	1.0	0.7		0.6		
一般 メッシュ	努力量	4	11	13	12	7	9	11
	捕獲数	8	7	4	7	6	8	4
	CPUE	2.0	0.6	0.3	0.6	0.9	0.9	0.4

R6		期間						
		A	B	C	D	E	F	G
中断 メッシュ	努力量	7	7	15		12		41
	捕獲数	4	5	1		6		29
	CPUE	0.6	0.7	0.1		0.5		0.7
一般 メッシュ	努力量	14	36	25	5	14	2	20
	捕獲数	12	36	26	7	9	1	18
	CPUE	0.9	1.0	1.0	1.4	0.6	0.5	0.9



R3		期間						
		A	B	C	D	E	F	G
中断 メッシュ	努力量	11	10	23		24		64
	捕獲数	4	6	6		22		46
	CPUE	0.4	0.6	0.3		0.9		0.7
一般 メッシュ	努力量	12	23	24	5	12	4	23
	捕獲数	10	17	8	1	12	4	8
	CPUE	0.8	0.7	0.3	0.2	1.0	1.0	0.3

R5		期間						
		A	B	C	D	E	F	G
中断 メッシュ	努力量	10	24	16		16		58
	捕獲数	10	11	3		6		28
	CPUE	1.0	0.5	0.2		0.4		0.5
一般 メッシュ	努力量	11	53	17	10	14	3	32
	捕獲数	5	54	4	3	7	0	26
	CPUE	0.5	1.0	0.2	0.3	0.5	0.0	0.8



4 令和6年度狩猟における10月前半の捕獲数について

① 狩猟期間の始期を10月1日とした市町村数
119市町村

② ①の市町村内において、10月1日～17日に捕獲されたエゾシカ捕獲数
1,966頭：全狩猟捕獲数31,640頭の6.2%

③ ①の市町村で10月前半の捕獲を5年間やめた場合のエゾシカ生息数への影響
(自然増加率20%と仮定)

1年目に捕獲を逃れた2,000頭の5年後	$2,000 \times 1.2^5 = 4,977$ 頭	} 約18,000頭の増加
2年目に捕獲を逃れた2,000頭の4年後	$2,000 \times 1.2^4 = 4,147$ 頭	
3年目に捕獲を逃れた2,000頭の3年後	$2,000 \times 1.2^3 = 3,456$ 頭	
4年目に捕獲を逃れた2,000頭の2年後	$2,000 \times 1.2^2 = 2,880$ 頭	
5年目に捕獲を逃れた2,000頭の1年後	$2,000 \times 1.2 = 2,400$ 頭	